平成２３年（再ロ）第４号

大阪市福島区大開１丁目18番８号　ヴィクトワール福島502号

再生債務者　藤　　充子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年５月13日まで

平成23年４月15日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第４２号

京都市山科区西野山百々町217番地レオパレス西野山103

再生債務者　西村　和之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年５月16日まで

平成23年４月15日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０５号

大阪府大東市中垣内７丁目３番29号

再生債務者　桑原　正輝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月14日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１１号

青森県弘前市大字悪戸字鳴瀬104番地２

再生債務者　織笠　節子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月14日　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（再ロ）第６号

鳥取県境港市花町129番地５

再生債務者　作野　真幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月14日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（再ロ）第４０号

横浜市戸塚区吉田町1623番地15　１―707号

再生債務者　佐方　清記

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月14日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１０号

愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地40棟８号

再生債務者　髙岡　利直

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月15日　　松山地方裁判所

給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成１９年（再ロ）第１０号

大津市雄琴北２丁目17番11号

再生債務者　悦勝　公豪

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月８日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月13日　　大津地方裁判所民事部

警察共済組合役員の就・退職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項及び警察共済組合定款（昭和37年内閣総理大臣認可第372号）第６条の規定に基づき、警察共済組合役員の就・退職を次のとおり公告する。

平成 23 年４月 25 日

警察共済組合理事長　吉村　博人

就職　理事（非常勤）　松本　宏伸

退職　〃　（〃　　）　三村　芳弘

以上平成23年４月４日付

経済産業省共済組合定款の一部変更について

経済産業省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成 23 年３月 31 日

経済産業省共済組合代表者

経済産業大臣　海江田万里

第31条第１項の表中「$\frac{27.47}{1,000}$」を「$\frac{32.60}{1,000}$」に、「$\frac{3.90}{1,000}$」を「$\frac{4.29}{1,000}$」に、「$\frac{54.94}{1,000}$」を「$\frac{65.20}{1,000}$」に、「$\frac{7.80}{1,000}$」を「$\frac{8.58}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{27.47}{1,000}$」を「$\frac{32.60}{1,000}$」に、「$\frac{3.90}{1,000}$」を「$\frac{4.29}{1,000}$」に改め、同条第３項中「「$\frac{27.47}{1,000}$」とあるのは、「$\frac{0.46}{1,000}$」を「「$\frac{32.60}{1,000}$」とあるのは、「$\frac{0.52}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成23年４月１日から施行する。

2　変更後の第31条第１項から第３項までの規定は、平成23年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

東京都豊島区公債抽せん公告

東京都豊島区公債の定時償還について、次のとおり抽せんいたします。

銘柄	償還金額	償還期日
東京都豊島区公債平成13年度第１回	143,880千円	平成23年７月25日

1．抽せん日時　平成23年５月13日　午前10時より

1．抽せん場所　㈱みずほ銀行（東京都千代田区内幸町１－１－５）

1．抽せん方法　全数抽せん

平成 23 年４月 25 日

豊　島　区

吸収合併公告

吸収合併

土浦農業協同組合（甲）と茨城千代田農業協同組合（乙）は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年二月一日であり、両組合の通常総代会は平成二十三年四月二十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、農業協同組合法第六十五条第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、同項の規定に基づき、甲、乙それぞれの主たる事務所に備え置いております。

平成二十三年四月二十五日

茨城県土浦市田中二丁目一番四号

（甲）土浦農業協同組合

代表理事組合長　佐野　　治

茨城県かすみがうら市中佐谷二四三番地二

（乙）茨城千代田農業協同組合

代表理事組合長　小貫　正美

吸収合併

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十三年三月十一日に厚生労働大臣の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年四月二十五日

東京都大田区千鳥三丁目一一番一九号

（甲）医療法人社団向生會

理事長　山口　京子

神奈川県横浜市栄区笠間二丁目七番八号

（乙）医療法人春海

理事長　山田　純也